

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長	
2	対象税目	政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税1) (法人住民税、事業税:義(自動連動))(地方税1)	
		上記以外の税目	(所得税:外)	
3	要望区分等の別		[新設・拡充・延長] [単独・主管・共管]	
4	<p>内容</p> <p>地域再生法に基づき、都道府県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「整備計画」という。)の認定を受けた法人等が、認定した都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において特定業務施設を整備した場合、以下の課税の特例を受けることができる。</p> <p>(1)特定建物等を取得等した場合の特別償却又は税額控除制度(オフィス減税)</p> <p>(2)整備した特定業務施設において雇用を増加させた場合の税額控除制度(雇用促進税制)</p>			
	<p>(要望の内容)</p> <p>企業の本社機能移転等を促進し、地方における雇用創出を図るために、地方拠点強化税制の適用期限を延長(2年間)するとともに、感染症の影響によるビジネス環境や企業動向の変化等を踏まえた適用要件の緩和等の拡充を行う。</p>			
	<p>(関係条項)</p> <p>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第十条の四の二、第十条の五、第四十二条の十一の三、第四十二条の十二、第六十八条の十五、第六十八条の十五の二</p> <p>地方税法(昭和25年法律第226号)第二十三条第一項第四号、第七十二条の二十三第一項</p>			
5	担当部局		内閣府 地方創生推進事務局	
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:平成27年10月2日()~令和6年3月31日 (本税制関連の地域再生計画の初認定日)	
7	創設年度及び改正経緯		平成27年度 ・創設 (1)オフィス減税の創設 (取得等した建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額に対する特別控除の創設) (2)(地方拠点強化税制における)雇用促進税制の創設 (地域再生法の認定地域再生計画に基づく整備計画の認定事業者に対する特別控除を上乗せ措置として拡充) 平成28年度	

		<ul style="list-style-type: none"> ・拡充（雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度（所得拡大促進税制）と重複適用を可能とする拡充） <p>平成 29 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拡充（オフィス減税の減税率について、移転型事業は 7 %、拡充型事業は 4 %（平成 27、28 年度と同水準）に維持。雇用促進税制について、無期雇用かつフルタイムに対する控除額の上乗せ。等） <p>平成 30 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用期間の延長（2 年間） ・拡充（移転型事業に限り支援対象地域に近畿・中部圏中心部を追加。整備計画認定時の雇用者増加要件を 10 人（中小 5 人）から 5 人（中小 2 人）とする要件緩和。等） <p>○令和 2 年度望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用期間の延長（2 年間） ・拡充（雇用促進税制について、移転型事業の税額控除額を 3 年間で最大 150 万円から 170 万円に拡充、企業全体の給与総額の増加に関する要件を廃止。等）
8	適用又は延長期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日（2 年間）
9	必要性等	<p>政策目的及びその根拠</p> <p>（租税特別措置等により実現しようとする政策目的）</p> <p>企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用を創出する。</p> <p>（政策目的の根拠）</p> <p>・地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 1 条</p> <p>「近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生（以下「地域再生」という。）を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。」</p> <p>・地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条</p> <p>「地域再生を図るための計画」に掲げる事項のひとつとして、企業の地方拠点の強化に関する事業である「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」が位置づけられている。</p> <p>・第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略 2020 改訂版（令和 2 年 12 月 21 日閣議決定）</p> <p>「東京圏への一極集中に伴う諸課題について、民間企業と意識を共有しながら、民間企業の地方拠点の強化について、官民挙げて推進していく。その際、地方拠点強化税制について地方創生推進交付金との連携を含め活用を推進するとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証、株式会社日本政策金融公庫による融資制度といった関係施策により、総合的に対応していく。」</p> <p>・まち・ひと・しごと創生基本方針 2021</p>

		<p>(令和3年6月18日閣議決定)</p> <p>「過度な東京一極集中を是正し、地方での安定した良質な雇用の創出を地方において雇用を創出し、地方への新たなひとの流れを生み出す観点から、企業の地方移転を地方拠点強化税制などの関連施策により引き続き支援する。その際、感染症の影響によるビジネス環境や企業動向の変化を踏まえた検討を行い、企業の地方移転等の更なる推進を図る。」</p> <p>・経済・財政運営と改革の基本方針 2021 (令和3年6月18日閣議決定)</p> <p>「企業の本社機能の移転等に向け、地方拠点強化税制の活用促進を図る。」</p> <p>・成長戦略実行計画 (令和3年6月18日閣議決定)</p> <p>「地方創生に資するテレワークを更に推進していくため、サテライトオフィスの整備、利用を進めるとともに、進出企業による地域課題解決に向けた事業展開を後押しする。また、地方への人材派遣や移住、企業の本社機能の移転を後押しする。」</p>
政策体系における政策目的の位置付け	政策5 地方創生 施策5 地方創生に関する施策の推進	
達成目標及びその実現による寄与	<p>(租税特別措置等により達成しようとする目標)</p> <p>地域再生法に基づく認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数」(2015~2024年度累計) : 3万人</p> <p>(政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与)</p> <p>本税制の適用を受けるための前提条件として、都道府県知事から認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」においては、令和3年6月末現在で、18,735人の雇用を地方で創出することが見込まれており、「企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用を創出する。」という政策目的に対して、直接的かつ大きく貢献している。</p> <p>なお、目標値の年度ごとの達成率は、下記「有効性等」のうち「適用数」に記載のとおり、多数の年度において100%以上の達成率を実現しており、順調に推移しているものと承知している。</p>	

10 有効性等		適用数		<整備計画の認定状況等>					

		適用額	オフィス減税								
			平成 27～29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2年 度	令和3年 度	令和 4・5 年度			
		損金 算入 額	718,679 千円	197,049 千円	517,799 千円	264,120 千円	290,970 千円	推計中			
		税額 控除 額	3,095 ,744 千円	680,278 千円	895,747 千円	837,560 千円	832,580 千円	推計中			
		合計	3,814 ,423 千円	877,327 千円	1,413 ,546 千円	1,101 ,680 千円	1,123 ,550 千円	推計中			
		【出典】平成 27～令和元年度：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」、令和 2 年度以降：認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計									
		雇用促進税制									
			平成 27～29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2年 度	令和3年 度	令和 4・5 年度			
		税額 控除	57,759 千円	23,717 千円	51,396 千円	59,200 千円	40,600 千円	推計中			
		合計	57,759 千円	23,717 千円	51,396 千円	59,200 千円	40,600 千円	推計中			
		【出典】平成 27～令和元年度：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」、令和 2 年度以降：認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計									
		減収額	オフィス減税								
			平成 27～29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4・5 年度			
		国税 (法人税)	3,262.5 百万円	726.0 百万円	1,015.9 百万円	899.2 百万円	900.1 百万円	推計 中			
		地方税	68.8 百万円	20.3 百万円	47.1 百万円	80.6 百万円	82.5 百万円	推計 中			
		法人 住民税	28.9 百万円	8.1 百万円	19.0 百万円	62.9 百万円	63.0 百万円	推計 中			
		法人 事業税	39.9 百万円	12.2 百万円	28.1 百万円	17.7 百万円	19.5 百万円	推計 中			
		計	3,331.3 百万円	746.3 百万円	1,063.0 百万円	979.5 百万円	982.6 百万円	推計 中			

		<p>【出典等】</p> <p>平成 27～令和元年度は、国税は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」をもとに記載。</p> <p>令和2年度以降は、国税は「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数(厚生労働省)」をもとに推計。</p> <p>地方税は、いずれの年度についても「地方法人二税に係る減収額算定方法について(総務省)」に基づいて試算。</p> <p>優遇措置は税額控除のみであり、法人の所得に影響しないことから、法人事業税には影響を与えない。</p>
	効果	<p>（政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況）</p> <p>「地域再生法に基づく認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数」（2015～2024年度累計）：3万人」という達成目標に対して、令和3年6月末現在で、18,735人の雇用を地方で創出することが見込まれており、すでに達成目標の6割以上を実現している。</p> <p>この雇用創出数は、「企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用を創出する。」という政策目的に対して、直接的かつ大きく貢献するものである。</p>

（達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果）

達成目標に掲げた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」は、企業が本税制の適用を受けるための前提条件として、都道府県知事から事前にその認定を受けることが義務付けられている。従って、達成目標の実現は本税制あってのものであり、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」において確実に雇用創出数を増やしていることは、本税制の直接的な効果であると言える。

それに加え、オフィスの新增設に係る設備投資が行われることで、建設業以外の様々な部門に経済的な波及効果を及ぼす。具体的には、平成27年度から令和3年度までになされたオフィス整備のための設備投資見込額に、非住宅建築の生産誘発係数を勘案して試算した結果、合計3,700億円を超える経済波及効果が見込まれる。

設備投資に伴う経済波及効果

年度	設備投資に伴う経済波及効果
平成27～29年度	153,728百万円
平成30年度	33,621百万円
令和元年度	49,451百万円
令和2年度	59,650百万円
令和3年度	75,072百万円
合計	371,522百万円

オフィス減税の適用が見込まれる設備投資見込額（出典：租税特別措置（法人税関係）の利用状況調査）に、非住宅建築の生産誘発係数1.9049576744473（出典：平成27年建設部門分析用産業連関表）を乗じて算出。

（適用件数・適用額に関する留意事項）

整備計画の認定を受けた企業のうち、実際に整備事業を進めていく過程で、企業内の事情変更や財務状況（利益法人でなくなる）等の各種要因により本税制の適用要件を満たすことが困難となり、利用を断念した事例が整備計画の認定を受けた企業による実績報告にも見られる。これが、整備計画の認定実績と比較して、本税制の適用件数や適用額が少ない要因の一つと考えられる。特に直近では、コロナ禍の影響で事業計画を見直した、といった企業の声も挙がっている。

また地方公共団体が独自に講じる助成制度の中には、整備計画の認定を受けた企業を対象とする場合もある。当該助成制度の活用を主目的として整備計画の認定を受けた企業については、本税制の適用を受けてはいないものの、整備計画に則って地方拠点の強化や雇用創出を達成していることが期待される。

なお、企業の移転・拡充に際しては、検討開始から立地場所の選定や社内合意など、整備計画の認定以前に一定の期間を要することが見込まれる。加えて整備計画の認定後も、建物等の取得や新規雇用者の採用等に時間がかかること、また建物等の供用が開始されたのち実際に税制の適用を受けるためには当該事業会計年度終了時まで待つ必要があることなどから、税制の適用に当たっても一定の期間を要する。こうした時間的なずれが必然的に生じることについても、念頭に置く必要がある。

		税収減を是認する理由等	<p>本税制を適用した企業が本社機能を地方に移転し、同地で経済活動を行うことで、その収益は、税収というかたちで地方公共団体に直接還元される。また企業が同地において新規雇用を拡大させる、あるいは転勤に伴い他地域からの家族ぐるみの移住をもたらすことで、同地の人口流出に歯止めをかけ、さらに住民の消費活動により同地の経済が活発化するという好循環を生み出す。このように、経済・雇用の両面において、地方公共団体は本税制の効果に直接裨益することとなる。</p> <p>さらに、上記のオフィス整備に係る経済波及効果を鑑みると、経済的に見ても、税収減を大きく上回る効果を挙げている。</p> <p>これらの効果を総合的に勘案して、本税制の税収減を是認することは妥当であると考えられる。</p>
11	相当性	租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>地域再生法は「地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進すること」を目的としている。</p> <p>本税制が対象とする企業の本社機能移転等は、都道府県が策定し国が認定する「地域再生計画」に基づいて企業が作成し、都道府県知事が認定する整備計画に基づくものである。</p> <p>したがって、本税制が無差別に適用されることではなく、当該整備計画に基づく企業の地方への本社機能移転等を国が支援することは、地域再生法の目的に照らしても整合的かつ妥当である。また、租税特例措置による支援は、採択時期や予算額によって支援対象が制限される補助金による支援に比べると、より公平な支援措置である。</p>
		他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>企業の地方移転及び地方拠点の強化を推進するため、本税制のほかに活用可能な支援制度として、「債務保証制度」、「融資制度」、「地方税に対する減収補填」がある。</p> <p>債務保証制度は、都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において、認定事業者が特定業務施設を整備するために必要な資金の借入れ又は社債発行に係る債務の保証を(独)中小企業基盤整備機構が行うもの。</p> <p>融資制度は、都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において、認定事業者(中小企業者)の設備・運転に必要な資金の長期かつ固定金利での融資を(株)日本政策金融公庫が行うもの。</p> <p>地方税に対する減収補填は、財政力指数が一定未満の地方公共団体であっても、都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において認定事業者が整備した特定業務施設に係る地方税(事業税、固定資産税、不動産取得税)について、他の地方公共団体並に課税免除又は不均一課税の措置が講じられるよう、その減収額の一部を補填するもの。</p>

		地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制は、企業の本社機能の地方移転及び地方拠点の強化を促進することにより、地方において雇用を創出することを目的としている。本税制を適用した企業が本社機能を地方に移転し、同地で経済活動を行うことで、その収益は、税収というかたちで地方公共団体に直接還元される。また企業が同地において新規雇用を拡大させる、あるいは転勤に伴い他地域からの家族ぐるみの移住をもたらすことで、同地の人口流出に歯止めをかけ、さらに住民の消費活動により同地の経済が活発化するという好循環を生み出す。</p> <p>このように、経済・雇用の両面において、地方公共団体は本税制の効果に直接裨益することとなるため、協力する相当性がある。</p> <p>なお、多数の地方公共団体及び団体(全国知事会等)より、令和4年度税制改正要望に向けて本税制の延長及び拡充に関する提言を受け取っていることからも、本税制は多くの地方公共団体にとって望ましいものであることが証明される。</p>
12	有識者の見解		-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年8月(R1内閣01-1、R1内閣01-2)